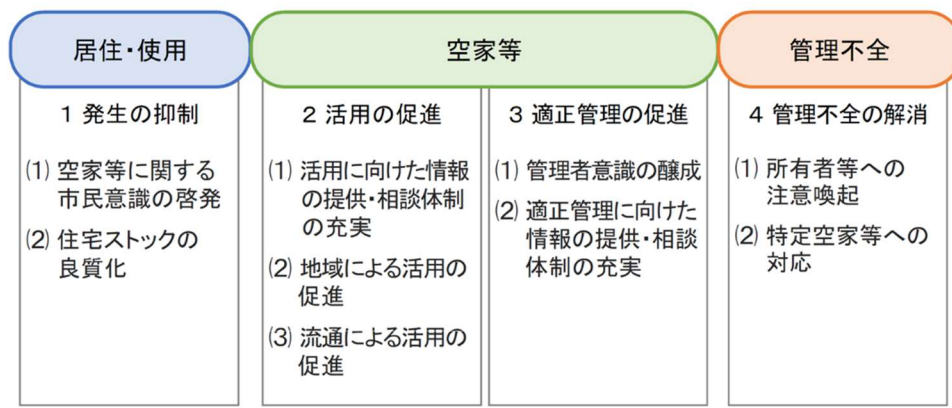


新潟市空家等対策計画の改定について

1. 現行計画

- 目的：本市における空家等対策の方向性を明確化し、効果的・効率的に推進していくとともに、広く市民に周知を図る。
- 計画期間：平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度（5年間）
- 内容：建物の状態は、「空き家になる前」「空き家となってから」「管理不全になるまで」と様々であることから、各段階に応じた4つの取組方針を定めている。



2. 改定計画

- 改定目的：計画期間の終了を受け、これまでの取り組みを強化するとともに、新たな課題に対応するための取組方針を追加する。
- 計画期間：令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5年間）

3. 改定作業の流れ

